

9月15日は 老人の日



老人の日 9月15日

老人週間 9月15日～21日

敬老の日 9月第3月曜日



全国老人クラブ連合会
都道府県・指定都市老人クラブ連合会

9月15日は わが国老人福祉の 記念日(原点)です

仲間と集い、高齢者の元気な姿を示す日(週間)にしよう!

1. 趣旨

- 「老人の日・老人週間」は、国民にひろく老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために制定された記念日です。
- わたしたちは、「ゆとり」と「うるおい」と「やすらぎ」に満ちた心豊かな地域社会づくりを目指し、各地域、各世代との共生・交流をすすめ、創造と連帯の輪を広げようとしています。
- このようななかで、全国13万3千クラブ・874万人の老人クラブは、「老人の日・老人週間」制定の趣旨をふまえ、健康づくりと社会参加への高齢者の意欲と姿勢を明らかにしようとするものです。
- なお、この要綱は内閣府・厚生労働省・全国社会福祉協議会ほか、医療・福祉関係8団体が主唱する「老人の日・老人週間」キャンペーンおよび標語「みんなで築こう 活力ある長寿社会」に呼応するものです。

2. 実施運動期間

9月15日「老人の日」から21日までの1週間

3. 主唱

全国老人クラブ連合会 都道府県・指定都市老人クラブ連合会

4. 実施主体

郡市区町村老人クラブ連合会 単位老人クラブ

5. 全国共通活動

奉仕 一斉奉仕活動：老人クラブ「社会奉仕の日」の推進（※）

友愛 相互支援活動：在宅福祉を支える「友愛活動」

健康 健康づくり活動：「健康ウォーキング」

※「社会奉仕の日」運動は、昭和59年に神奈川県・横浜市・川崎市老連で始められた活動で、昭和61年からは、全国運動として9月20日に全国一斉に環境美化活動に取り組み、現在250万人の老人クラブ会員が活動に参加している。

運動のすすめ方

- 9月15日を中心として、老人週間に実施する。
- 「老人の日・老人週間」の趣旨の周知に努める。
- 老人クラブ会員をはじめ地域の多数の高齢者に運動への参加を呼びかけ、仲間づくりの拡大に努める。
- 高齢者の積極的な行動姿勢を明らかにするよう配慮する。
(資料・ポスター等の掲示・幟・ユニフォーム・会員章等の活用をはかる)

運動成果の取りまとめ

「老人の日・老人週間」に全国の老人クラブ関係者が取り組んだ運動の成果を取りまとめる。

- 運動成果のまとめ
〈市区町村老連〉→〈都道府県・指定都市老連〉→〈全老連〉
ア. 写真記録
イ. 運動参加者数の把握
- 活動事例の取りまとめ
〈事例〉→〈都道府県・指定都市老連〉→〈全老連：事例集の作成〉
例示：ウォーキングの内容（人数・歩数・距離・時間等）、ゴミの量（総重量・空き缶の個数等）、花づくり（植栽規模等）、雑巾づくり（枚数・製作日数等）、友愛活動（対象者・方法・訪問者の状況等）、その他ユニークな活動

平成14年度の取り組み



広島県大野町万年青会連合会
宣伝カーを立てての啓発事業。



札幌市豊平区月寒東老人クラブ
アルミ缶を回収し、リサイクル活動。



東京都文京区高齢者クラブ連合会
施設への訪問を行い、友愛交流。

6. 推進方法

（1）自主的・主体的な取り組み

- ①郡市区町村老人クラブ連合会、単位老人クラブ
 - ・老人クラブとして自主的に企画を立てて取り組む。
 - ・活動は老人クラブ会員のほか、地域住民や各世代の理解や参加が得られるよう配慮する。
- ②全国老人クラブ連合会、都道府県・指定都市老人クラブ連合会
 - ・趣旨の周知をはかり、全国共通運動等の取りまとめを行う。

（2）関係団体との連携・協力

- 協力・協賛団体をはじめとする各段階の関係機関・団体（行政、マスコミ等）と連携・協力をはかり実施する。

国民運動となった「としよりの日」運動

昭和22年、終戦後の廃墟のなかで自信を失った高齢者を励ますために、兵庫県野間谷村（現：八千代町）ではじまった敬老行事が「としよりの日」です。やがて県下全域に拡大し、昭和26年には全国運動へと発展しました。

この半世紀以上に及ぶ歴史ある9月15日「としよりの日」は国民がつくりあげてきた運動であり、わが国老人福祉の記念日とも言える日です。

「としよりの日」から「老人の日」まで

〈老人の日・老人週間〉制定の経緯



昭和22年
兵庫県野間谷村（現：八千代町）で「としよりの日」
はじまる。



昭和38年
老人福祉法に「老人の
日」と名称が変更して規
定される。



昭和41年
国民祝日法で「敬老の日」
が祝日となる。（老人福
祉法から「老人の日」が
削除）



2002年9月15日は老人の日 9月15日～21日は老人週間
平成14年
「敬老の日」とは別に、「老人の日」
が老人福祉法に規定される。

「としよりの日」の由来

「としよりの日」を9月15日とした由来は、「養老改元」が行われたことにちなんでいます。

勅撰の歴史書である『續日本紀』には、靈亀3年（717年）9月20日、元正天皇が美濃の国不破に行幸された折り、多度山の美泉をご覧になられ、手や顔を洗われたところ肌が滑らかになり、痛みのあるところが治られたとあります。元正天皇は、符瑞書にある「醴泉は美線なり。以て老を養うべし。蓋し水の精なり」を引用されて、11月17日、天下に大赦して靈亀3年を改め養老元年とされ、80歳以上の高齢者に対し、授階や恩賜を行われたと記録されています。この改元の日が新暦の9月15日にあたるといわれています。

老人福祉法の規定（老人の日及び老人週間）

第5条 国民の間でひろく老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から同月21日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

（平成13年6月22日改正）

「敬老の日」は第3月曜日

平成13年、第151通常国会で祝日を月曜日に移動する祝日三連休化法案が可決・成立しました。これによって「敬老の日」は、9月第3月曜日となりました。